太田市公共施設マネジメント推進委員会設置要綱

（設置）

第１条　本市が所有する公共施設の状態を把握し、中長期的視点をもって、更新、統合、廃止、長寿命化等（以下「マネジメント」という。）を行うことにより、公共施設の効率的な活用を図り、もって財政負担の軽減、持続可能なサービス水準の維持を図ることを目的として、太田市公共施設マネジメント推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（所掌事項）

第２条　委員会は、次に掲げる事項について協議するものとする。

（１）公共施設に関する基本方針及び計画の策定に関する事項。

（２）公共施設のマネジメントの推進に関する事項。

（３）その他必要な事項。

（組織）

第３条　委員会の組織は、副部長会議構成員とする。

（委員長及び副委員長）

第４条　委員長には企画部長を、副委員長には企画部担当副部長及び都市政策部担当副部長をもって充てる。

２　委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

３　副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第５条　委員会の会議は、委員長が必要に応じて招集し、その会議の議長となる。

２　委員長は、必要と認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、説明させ、又は意見を述べさせることができる。

（書面による審議）

第６条　委員長は、前条第１項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、書面による審議に付し、これを決することができる。

（１）緊急の審議を要し、かつ、会議の招集又は成立が困難な場合

（２）委員長が軽微な事案と認める場合

（下部組織）

第７条　委員会に、下部組織として公共施設マネジメント推進部会（以下「推進部会」という。）を設置する。

２　推進部会は、次に掲げる事項について検討し、その結果を委員会に報告する。

（１）公共施設の改修及び更新に関する事項

（２）公共施設の統合、廃止及び再配置に関する事項

（３）前号に掲げるもののほか、公共施設のマネジメントの推進に必要な事項

３　推進部会は、行革推進課長、財政課長、管財課長、建築住宅課長をもって構成する。

（庶務）

第８条　委員会の庶務は、企画部行革推進課において処理する。

（その他）

第９条　この要綱に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員長が別に定める。

附　則

この要綱は、令和元年６月１９日から施行する。

附　則

この要綱は、令和２年６月５日から施行する。

附　則

この要綱は、令和４年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、令和５年１月１日から施行する。

附　則

この要綱は、令和６年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、令和７年８月１日から施行する。